

平成 27 年 1 月 15 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会副会長

松 原 謙 二

平成 26 年度補正予算における医政局所管事業について
(有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業 等)

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、ご承知の通り 1 月 9 日に平成 26 年度補正予算案が閣議決定され、それに伴い厚生労働省医政局医療経理室長より各都道府県医政主管部(局)長宛に、事務連絡が出されましたのでお送りいたします。

本件は、平成 26 年度補正予算における医政局所管事業について予め周知し、各都道府県において事業計画書等の準備を進めるようお願いするものです。

特に医療機関に関係するものとして、「有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業」があります。厚生労働省は当初、平成 27 年度予算での要求をしていましたが、平成 26 年度補正予算で措置されることとなりました。予算案として、191.9 億円が計上されています。

また、「医療施設等耐震整備事業」につきましては、※2 にありますように、本補正予算では看護師等養成所も対象とされています。これは、これまで本会が予算要望してきたものです。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただきますようよろしくお願い申し上げます。また、本補正予算は緊急経済対策の位置づけから早期の執行が求められるため、昨年同様、短期間での申請受付になるものと思われます。具体的な締切り等につきましては、予算成立後改めてご連絡いたしますが、見積もり等の準備につきまして、会員医療機関等にご周知いただきますよう、併せてよろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡
平成 27 年 1 月 13 日

各都道府県医政主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医療経理室長

平成 26 年度補正予算における医政局所管事業について（情報提供）

日頃より、補助金業務の円滑な運営にご協力いただきありがとうございます。

1 月 9 日に平成 26 年度補正予算案が閣議決定され、今後、国会審議を経て成立後、執行を行うこととなりますが、本補正予算は緊急経済対策との位置付けから早期の執行が求められることとなります。

つきましては、各都道府県から交付申請をいただく補助金等について、下記のとおりお知らせいたしますので、事業計画書・交付申請書の提出について準備方お願いいたします。あわせて管内の関係者へも貴職より周知願います。

なお、提出書類等の詳細については補正予算成立後に改めてお知らせいたします。

※ このお知らせは、補正予算成立後速やかに執行作業を行うことができるようにするため、政府補正予算案を前提に行っています。したがって、今後内容等に変更（繰越を含む）があり得ますので、予めご承知置きください。

記

1. 対象事業

「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」（平成 26 年 12 月 27 日閣議決定）の主旨に鑑み、本補正予算では対象となる事業を限定していますのでご了承ください。

① 医療提供体制施設整備交付金のうち以下の事業

ア 基幹災害拠点病院施設整備事業（※1）

イ 地域災害拠点病院施設整備事業（※1）

ウ 医療施設等耐震整備事業（※2）

（※1） 耐震補強以外（備蓄倉庫、自家発電設備、受水槽など）については対象外になります。

（※2） 本補正予算では、災害拠点病院等に加え看護師等養成所についても対象になります。

② 医療施設等施設整備費補助金のうち以下の事業

ア 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業

イ 院内感染対策施設整備事業（※３）

（※３） 平成２６年度当初予算では医療提供体制施設整備交付金の事業として実施していたものを本補助金で実施するものです。

③ 医療提供体制推進事業費補助金のうち以下の事業

ア 小児救急医療拠点病院設備整備事業

イ 小児集中治療室設備整備事業

ウ 小児医療施設設備整備事業

エ 周産期医療施設設備整備事業

２．留意事項

- 早期執行に向けて補正予算成立後短期間で作業をお願いすることになりますので、各都道府県におかれましては可能な限り事前に準備を進めてください。
- 予算の執行スケジュールが極めて厳しいことを踏まえ、厚生労働省において全額繰越を行ったうえで交付決定は平成２７年度に実施する可能性があることも申し添えます。

【照会先】

厚生労働省医政局医療経理室

決算第一係

角田・村井・神宮寺（１の①②）・浦部（１の③）

電話 ０３-５２５３-１１１１（４１８９・４１９０）

FAX ０３-３５０１-５７１２

Email murai-kazuya@mhlw.go.jp

jinguuji-hideaki@mhlw.go.jp

urabe-fumiaki@mhlw.go.jp

1. 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業：26年度補正所要額 191.9億円

患者が安全・安心して医療機関等に入院することができるよう、地震等による医療機関の火災発生時に初期消火を行うため、スプリンクラー等の設置に対する支援を行う。

(1)スプリンクラー設置 基準額 17,500円／㎡(定額)（スプリンクラーには、パッケージ型自動消火設備含む）

※注 H28.4～より全施設への設置が義務化される。(既存の施設への経過措置期間はH37.6.30まで)



(2)自動火災報知設備 基準額 1,030千円／1か所

火災によって生ずる熱、または煙を感知器で自動的に感知し、ベルなどを鳴動させることにより火災の発生を防火対象物の関係者に報知するもの

※注 H27.4～より全施設への設置が義務化される。(既存の施設への経過措置期間はH30.3.31まで)

(3)火災通報装置 基準額 310千円／1か所

火災が発生した場合、専用通報装置により、消防機関へ通報する装置

※注 H28.4～より全施設への設置が義務化される。(既存の施設への経過措置期間はH31.3.31まで)



<本事業の対象>

- ・スプリンクラー、自動火災報知設備、火災通報装置の設置に関する工事費又は工事請負費

<本事業の対象となる施設>

- ・有床診療所（歯科含む）、病院、有床助産所

過去10年間(H16～25年中)の病院・診療所等の火災被害

	(6) 項イ(病院・診療所・助産所)		
	① 3000㎡未満	② 3000㎡以上 6000㎡未満	③ 6000㎡以上
火災発生総件数	391	111	360
死者総数	18	4	6
火災100件あたりの死者数(人/件)	4.6	3.6	1.7

※消防庁の「第3回有床診療所火災対策検討部会」資料より抜粋
スプリンクラーの設置義務がある②、③の方が①に比べ、火災100件あたりの死亡者数が低くなっている。

2. 災害拠点病院等の耐震整備事業：26年度補正所要額 15.0億円

地震発生時において適切な医療提供体制の維持を図ることを目的として、未耐震の災害拠点病院等の救急医療を担っている病院及び耐震性の低い建物を有する病院等の耐震整備に対する支援を行う。

